

香 川 県 環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 融 資 制 度 要 綱

香 川 県

香川県環境保全施設整備資金融資制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県内の中小企業者に対し、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための施設の整備に要する資金、環境への負荷の低減のための施設その他の環境の保全に資する施設整備に要する資金を融資することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（融資対象事業者）

第2条 この要綱による融資の対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- （1） 県内において、第3条各号に規定するいずれかの施設の設置又は改善を行おうとする者
- （2） 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者
- （3） 県税を完納している者
- （4） 個人住民税を完納している者（申請者が個人の場合）

（融資対象事業者としない場合）

第2条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、融資の対象事業者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、融資対象事業者としない。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（融資対象経費）

第3条 この要綱による融資の対象経費は、次の各号のいずれかに該当する経費（土地、建物に係る経費を除く。）とする。

- （1） ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭、汚染土壌若しくは汚染地下水の処理又は防止のための施設の設置又は改善に要する経費
- （2） 廃棄物の処理、資源化若しくは再生利用のために必要な施設の設置又は改善に要する経費
- （3） 公害の防止に資するところが極めて大きい生産設備への転換に要する経費
- （4） 公害の防止施設の設置によっては、公害を防止し難い工場で、知事が特に移転（工場敷地内における公害発生施設の移設を含む。以下同じ。）を勧告した場合の当該工場の移転に要する経費のうち、知事が必要と認める経費
- （5） オゾン層保護対策のための施設の設置等に要する経費
- （6） エネルギーの有効利用のための施設の設置等に要する経費

（融資条件）

第4条 この要綱による融資の条件は、次のとおりとする。

- （1） 融資の限度額は、融資対象事業に要する経費の額以内とし、一の工場又は事業場につき5,000万円（ダイオキシン類の削減のための施設又は廃棄物の資源化若しくは再生利用のために必要な施設の設置又は改善に要する経費にあっては、1億円。以下この条において「限度額」という。）以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、限度額を超えて融資することができる。
- （2） 融資の期間は、15年以内（1年以内の据置期間）とする。
- （3） 融資の利率は、融資の期間が、10年以内の場合は年1.90パーセントとし、10年を超え15年以内の場合は年2.00パーセントとする。

(4) 返済の方法は、毎月元金均等払とする。

(融資手続)

第5条 この要綱により融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、事業認定申請書（様式第1）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、当該事業計画の適否を審査し、適当と認めるときは、融資対象事業として認定し、当該融資申込者に対し、事業認定書（様式第2）を交付するとともに融資を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）の内、融資申込者が融資実施について協議を行う金融機関（以下「協議金融機関」という。）に、この旨を通知するものとする。

3 融資申込者は、前項の規定により事業認定を受けた後、当該事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第3）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の申請書を受理したときは、当該事業変更計画の適否を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を行い、当該融資申込者に対し、事業計画変更承認書（様式第4）を交付するとともに協議金融機関にこの旨を通知するものとする。

(融資の実行)

第6条 融資申込者は、協議金融機関に前条第2項の事業認定書又は前条第4項の事業計画変更承認書を添えて、借入れ申込みをするものとする。

2 協議金融機関は、前項の借入れ申込みを受理したときは、事業計画等を考慮し、自己の責任において融資実行の可否を決定するものとする。

3 融資を決定した協議金融機関（以下「融資金融機関」という。）は、この資金の融資については、歩積両建の条件を付してはならない。

(融資条件の変更)

第6条の2 融資金融機関は、融資を受けた者の申出により、融資の期間を5年を超えない範囲内において延長することができる。ただし、延長後の融資の期間は、15年を超えることができない。

2 前項の場合における融資の利率は、第4条第3号の規定にかかわらず融資の期間の延長前の融資の利率を適用するものとする。

3 融資金融機関は、融資の条件を変更したときは、速やかに、香川県環境保全施設整備資金融資条件変更報告書（様式第4の2）を知事に提出しなければならない。

(届出等)

第7条 この要綱による事業認定を受けた者は、工事に速やかに着手するとともに環境保全施設整備着手届（様式第5）を知事に提出しなければならない。

第8条 知事は、この要綱による事業認定を受けた者に対し、必要があると認めるときは、工事進捗状況の報告を求めることができる。

2 前項の報告を求められた者は、速やかに環境保全施設整備進捗状況報告書（様式第6）を知事に提出しなければならない。

第9条 この要綱による事業認定を受けた者は、工事が完了したときは、ただちに環境保全施設整備完了届（様式第7）を知事に提出しなければならない。

(融資状況の報告)

第10条 融資金融機関は、新規融資のあった月の末日及び3月末日現在の融資状況について、翌月15日までに、香川県環境保全施設整備資金融資状況報告書（様式第8）を知事に提出しなければならない。

(調査等)

第11条 知事は、第8条第2項の規定による報告書又は第9条の規定による届出書を受理したときは、実地調査を行い、融資金融機関にこの旨を通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、融資を受けた者に対し、所要の調査をし、又は必要な指示を行うことができる。

(事業認定の取消し又は変更)

第12条 知事は、融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、事業認定を取消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱による融資資金を、第3条に規定する融資対象経費以外の用途に流用したと認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく融資対象事業に係る環境保全施設の設置若しくは改善若しくは工場又は事業場の移転の着手が遅れ、又は完了の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 明らかにこの要綱による融資資金の必要性がなくなつたと認められるとき。
 - (4) 第2条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (5) 第7条、第8条第2項又は第9条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。
 - (6) 第11条の調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は同条第2項の指示に従わなかったとき。
- 2 知事は、前項の規定により事業認定を取消し又は変更したときは、当該融資を受けた者及び融資金融機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 融資金融機関は、前項の通知を受けたときは、当該融資を受けた者に対し当該融資金の全部又は一部を返還させるための措置をとらなければならない。

附 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条までの規定は、この要綱の施行日前に事業認定のあった者についても適用する。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和48年4月1日から施行し、昭和48年度以降の事業認定に係るものから適用する。
- 2 昭和48年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度以降の事業認定に係るものから適用する。
- 2 昭和49年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度以降の事業認定に係るものから適用する。
- 2 昭和52年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。
- 2 昭和52年6月30日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行し、昭和53年度以降の事業認定に係るものから適用する。
- 2 昭和53年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行し、昭和54年度以降の知事の事業認定に係るものから適用する。
- 2 昭和54年3月31日までに知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。
- 2 昭和54年7月31日現在で事業認定申請書を知事に提出した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 平成3年9月30日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年10月15日から施行する。
- 2 平成5年10月14日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 平成7年9月30日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 平成8年9月30日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月2日から施行する。
- 2 平成10年2月1日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年7月5日から施行する。
- 2 平成11年7月4日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年12月1日から施行する。
- 2 平成13年11月30日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 平成14年8月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成21年 3 月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 2 号の規定（融資の期間）は、施行の日以後に知事が事業認定を行うものについて適用し、平成23年 3 月31日現在で知事の事業認定が行われているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成31年 3 月31日現在で知事の事業認定が行われているものに係る第 4 条第 3 号の規定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年 8 月31日現在で知事の事業認定が行われているものに係る第 4 条第 3 号の規定については、なお従前の例による。

(様式第 1)

事業認定申請書

年 月 日

香川県知事

殿

住 所
又は所在地

氏 名
又は名称

代表者名
(TEL)

次の環境保全施設整備事業について、香川県環境保全施設整備資金融資制度要綱第 5 条第 2 項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 整備する施設の種類

2 整備する施設の名称、型式、種類等

3 融資希望額及び融資の協議を予定する金融機関名

4 事業計画

別紙事業計画書のとおり

(別紙)

事業計画書

1 申請者の概要

法人名又は氏名		所在地（住所）	(TEL)		
法人設立又は 開業年月日	年 月 日	事業の種類			
資本金 (出資金)	千円	従業員数 (組合員数)	人		
主な生産品目 又は業務内容	最近3年間の年度別売上(収入)金額				
	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月		
	千円	千円	千円		
貸借対照表 年 月 日					
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	千円	流動負債	千円		
固定資産		固定負債			
繰延資産		引当金			
当期損失		資本金			
		(元入金)			
		法定準備金			
		諸積立金			
		当期利益金			
合 計		合 計			
損益計算書 年 月 日～ 年 月 日					
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
期首在庫高	千円	売上高	千円	定期積金	千円
仕入高		期末残高		当座預金	
外注工事		工賃収入		普通預金	
その他費用		その他収益		借入金	
当期利益金		当期損失金		割引手形	
合 計		合 計			

<備考> 貸借対照表及び損益計算書については、財務内容の分かる決算書等の添付により、記載を省略することができます。

2 公害又は環境への負荷等の現状

(1) 公害苦情又は環境への負荷等の概要（苦情等の発生年月日、内容等）

(2) 公害又は環境への負荷等の発生及び環境保全施設の概要

公害又は環境への負荷等発生施設

施設名	型式	能力	設置台数	用途	設置年月

環境保全施設等

施設名	型式	設置台数	公害処理等の方式及び能力	設置年月

(3) 現在までの公害防止措置等の効果

3 環境保全施設整備計画

(1) 施設整備の目的

(2) 整備期間

(3) 施設の設置場所（付近見取図、配置図等を添付すること。）

(4) 施設の名称、種類、定格、規模、型式、能力及び構造等

（エネルギーの有効利用施設については、使用（利用）する燃料又はエネルギーの種類を記載すること。）

（設計書、カタログ等を添付すること。）

(5) 公害処理又は環境への負荷の低減化等の方式（工程図を添付すること。）

(6) 施設整備後の効果（カタログ、成果比較資料等を添付すること。）

(7) 施設運転に要する経費（年間平均見込額）

(8) 共同施設である場合の運営方法（運営形態、利用者の利用割合、処理費用の分担方法等）

注 (4)～(7)については、製作会社等の作成した、工程図、カタログ、設計書及び説明資料は必ず添付すること。

4 整備予算明細及び資金調達、返済計画

	品 目	仕 様	数 量	単 価	予算額	左の年度別		備 考
						年度	年度	
支 出 の 部				円	円	円	円	
	合 計							
収（資 入 金 の 調 部 達）	環境保全施設整備資金融資							
	自 己 資 金							
返 済 計 画								

5 県税の納付状況

完納・未納 （どちらかに○をすること。）

注 県税の納税証明書を添付すること。

6 個人住民税の納付状況

完納・未納 （どちらかに○をすること。）

注 次ページの納税証明書を添付すること。

(個人住民税の納税証明書)

年 月 日

市町長殿

申請者 住所 (所在)
氏名 (名称)

証 明 書

香川県環境保全施設整備資金融資制度の申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

年 月 日

市町長

印

<備考>

1. 賦課期日 (1月1日) 現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口にて2部 (市町保管用、本人交付用) 持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

(様式第2)

事業認定書

第 号
年 月 日

様

香川県知事

年 月 日付けで申請のあった次の事業を、香川県環境保全施設整備資金
融資制度の対象事業として認定する。

事業区分	
事業の内容	
融資対象事業費	円
融資認定額	円

(様式第 3)

事業計画変更承認申請書

年 月 日

香川県知事

殿

住所

又は所在地

氏 名

又は名称

代表者名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた香川県環境保全施設整備資金融資制度の対象事業について、次のとおり事業計画変更の承認を受けたいので、香川県環境保全施設整備資金融資制度要綱第5条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更する施設の種類
 - 2 計画変更する施設の名称、型式、種類等
 - 3 追加融資希望額
 - 4 事業変更計画
- 別紙事業変更計画書のとおり

(別紙)

事業変更計画書

1 申請者の概要

法人名又は氏名		所在地（住所）	(TEL)
法人設立又は 開業年月日	年 月 日	事業の種類	
資本金 (出資金)	千円	従業員数 (組合員数)	人
企業（組合）活動の 概況(主な生産品目等)			

2 事業変更の目的及び整備期間

3 施設の名称、型式、能力、構造及び工程等

(配置図、設計図、カタログ、工程図等を添付すること。)

4 整備完成後の効果及び施設運転に要する経費

5 整備予算明細及び資金調達、返済計画

	品 目	仕 様	数 量	単 価	予算額	左の年度別		備 考
						年度	年度	
支 出 の 部				円	円	円	円	
	合 計							
	環境保全施設整備資金 による 既 融 資 額							
	同 上 追 加 融 資 額							
収 入 の 部 (資 金 調 達)	自 己 資 金							
返 済 計 画								

(様式第4)

事業計画変更承認書

第 号
年 月 日

様

香川県知事

年 月 日付けで申請のあった香川県環境保全施設整備資金融資制度の対象事業に係る計画変更について、次のとおり承認する。

事業区分	
事業の内容	
融資対象事業費	変更前 円
	変更後 円
融資認定額	変更前 円
	変更後 円

(様式第4の2)

香川県環境保全施設整備資金融資条件変更報告書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

取扱金融機関名

下記のとおり、香川県環境保全施設整備資金融資制度要綱第6条の2に基づく融資条件の変更を行ったので報告します。

融資を受けた者の 氏名又は名称	
融資額（現在残高）	円（現在残高 円）
変更前の融資期間	年 月 日～ 年 月 日 （ 年 月 うち据置期間 年 月）
変更年月日	年 月 日
変更後の融資期間	年 月 日～ 年 月 日 （ 年 月）
変更（延長）期間	年 月
変更後の返済方法	年 月 ～ 最終 年 月 毎月 円× 回 + 最終償還 円

※ 変更後の返済予定表を添付してください。

(様式第5)

環 境 保 全 施 設 整 備 着 手 届

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
又は所在地

氏 名
又は名称

代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた香川県環境保全施設整備資金
融資制度の対象事業について、下記のとおり着手したので、届け出ます。
記

1 借入資金使途	
2 借入予定年月日	年 月 日
3 借入予定金額	円
4 借入金融機関名 (支店名)	
5 着手年月日	年 月 日
6 完了予定年月日	年 月 日見込

(様式第6)

環境保全施設整備進捗状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
又は所在地

氏 名
又は名称
代表者名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた香川県環境保全施設整備
資金融資制度の対象事業について、下記のとおり進捗状況を報告します。

記

1 借入資金使途	
2 借入予定金額	円
3 着手年月日	年 月 日
4 完成予定年月日	年 月 日見込
5 進 捗 状 況	(1) 進捗率 %程度 (月 日現在) (2) 工事の内訳(施設の名称等) ア イ ウ エ

(様式第7)

環 境 保 全 施 設 整 備 完 了 届

年 月 日

香川県知事

殿

住 所

又は所在地

氏 名

又は名称

代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた香川県環境保全施設整備資金
融資制度の対象事業について、下記のとおり完了したので、届け出ます。

記

1 施 設 の 内 容	
2 所 要 金 額	円
3 設 置 完 了 年 月 日	年 月 日
4 運 転 操 業 開 始 年 月 日	年 月 日
5 施 設 の 購 入 先 等	

(様式第 8)

香川県環境保全施設整備資金融資状況報告書

年 月 日現在

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

取扱金融機関名

1 資金消化状況

申 込						貸 出						回 収						貸出残額	
前年度末累計		本 年 度 中		本年度末累計		前年度末累計		本 年 度 中		本年度末累計(1)		前年度末累計		本 年 度 中		本年度末累計(2)		(1)－(2)	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額

2 融資決定状況（当月分）

融 資 者 名	決 定 ・ 変更の別	決定・変更 年月日	融資期間	融資事業内容	融資決定 (変更) 額
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月うち 据置期間 年 月)		

3 融資枠残高状況

前 月 末 残 高	今 月 末 償還受高	計	今月融資高		今 月 末 残 高
			件数	金 額	

注) 新規融資のあった月の末日の融資状況の報告については、「2 融資決定状況(当月分)」及び「3 融資枠残高状況」の欄を記入してください。また、3月末日現在の融資状況の報告については、「1 資金消化状況」及び「3 融資枠残高状況」の欄を記入してください。

なお、香川県環境保全施設整備資金特例要綱による特別融資がある場合には、この報告書には含めず、その場合には「3 融資枠残高状況」の記入は不要となります。特別融資については、別途定める「香川県環境保全施設整備特別融資状況報告書」にて報告してください。